

佐賀県告示第167号

海岸保全区域の指定（平成13年佐賀県告示第265号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。			海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。		
松浦沿岸			松浦沿岸		
海岸名	地区海岸名	区域	海岸名	地区海岸名	区域
浜崎漁港 海岸	浜崎南地区 海岸	基点7、8、9、10、11、12、13、 14、15、補助点15の1、9の1、7の 1、基点7の各点を順次に結んだ線に より囲まれた区域 点の位置 基 点 7 浜玉町大字洲上字荷石 （国道202号線歩道）地内 にある標杭の地点（地積図 根三角点D6）から182度 50分126.9mの地点 8 基点7から228度20分 237.4mの地点 9 基点8から220度10分 66.9mの地点 10 基点9から232度50分 242.7mの地点 11 基点10から242度30分	浜崎漁港 海岸	浜崎南地区 海岸	基点7、8、9、10、11、12、13、 14、15、補助点15の1、 <u>15の2</u> 、 <u>14の</u> <u>2</u> 、 <u>14の1</u> 、9の1、7の1、基点7 の各点を順次に結んだ線により囲ま れた区域 点の位置 基 点 7 浜玉町大字洲上字荷石 （国道202号線歩道）地内 にある標杭の地点（地積図 根三角点D6）から182度 50分126.9mの地点 8 基点7から228度20分 237.4mの地点 9 基点8から220度10分 66.9mの地点 10 基点9から232度50分 242.7mの地点 11 基点10から242度30分

改正前			改正後		
		123.1mの地点 12 基点11から148度10分 27.9mの地点 13 基点12から239度20分 161.8mの地点 14 基点13から331度00分 35.9mの地点 15 基点14から241度00分 71.9mの地点			123.1mの地点 12 基点11から148度10分 27.9mの地点 13 基点12から239度20分 161.8mの地点 14 基点13から331度00分 35.9mの地点 15 基点14から241度00分 71.9mの地点
		補助点 7 - 1 基点7から316度10分 187.0mの地点 9 - 1 基点9から322度00分 100.0mの地点 15 - 1 基点15から321度30分 55.0mの地点			補助点 7 - 1 基点7から316度10分 187.0mの地点 9 - 1 基点9から322度00分 100.0mの地点 <u>14 - 1 基点14から290度20分 76.6mの地点</u> <u>14 - 2 基点14から310度50分 125.2mの地点</u> 15 - 1 基点15から321度30分 55.0mの地点 <u>15 - 2 基点15から328度10分 120.6mの地点</u>
	略			略	